

報告書案再構成比較表

現在	再構成案
第 1. はじめに <u>1. 報告書の目的</u> <u>2. これまでの経緯</u> (1) ヒト幹細胞由来生殖細胞を作成する研究に関する学会の見解 (2) 文部科学省の対応 (3) 文部科学省から総合科学技術会議への諮問 (4) 平成 27 年の専門調査会における検討 第 2. 本報告書の<u>検討経緯と範囲</u> 1. 検討の経緯 2. 検討の範囲 <u>第 3. 「検討対象の胚」は「基本的考え方」のヒト胚の尊重の趣旨に基づくヒト胚の取扱いの基本原則に従う必要があるかの検討</u> 1. 現在の「対象の研究」の概要 (1) 動物の生殖細胞作成研究の具体例 (2) ヒトの生殖細胞作成研究 2. 現在の研究状況におけるヒト生殖細胞の作成の可能性 3. 「検討対象の胚」とヒト胚との関係	第 1. はじめに <u>1. 受精可能なヒト幹細胞由来生殖細胞を受精させる研究の可否について検討が必要となった理由</u> <u>2. ヒト幹細胞由来生殖細胞を用いた胚の作成に関わるこれまでの議論</u> (1) ヒト幹細胞由来生殖細胞を作成する研究に関する学会の見解 (2) 文部科学省の対応 (3) 文部科学省から総合科学技術会議への諮問 (4) 平成 27 年の専門調査会における検討 第 2. 本報告書の<u>検討範囲</u> 1. 検討の経緯 2. 検討の範囲 第 3. 検討対象の胚の作成は認められるかの検討 <u>1. 「検討対象の胚」は「基本的考え方」の基本原則に従う必要があるかの検討</u> (1) 現在の「対象の研究」の概要 ①動物の生殖細胞作成研究の具体例 ②ヒトの生殖細胞作成研究 (2) 現在の研究状況におけるヒト生殖細胞の作成の可能性 (3) 「検討対象の胚」とヒト胚との関係

第4. 「検討対象の胚」とヒト受精卵及び人クローン胚との関係

1. 「検討対象の胚」がクローン技術規制法の特定胚と同じものか否かの検討
2. クローン技術規制法の目的の確認
3. 「検討対象の胚」は、クローン技術規制法の目的(立法の動機)に照らして特定胚(人クローン胚)と同等か否かの検討
 - (1) 特定胚(人クローン胚)と比較した「検討対象の胚」の整理
 - (2) クローン技術規制法の目的(立法の動機)との関係性
4. クローン技術規制法の立法の趣旨を踏まえた法的な規制が必要か否かの検討
 - (1) 「検討対象の胚」の研究の状況や国際状況
 - (2) 法的規制の必要性の考え方
5. その他、必要な対応
 - (1) 倫理指針の研究要件・禁止事項
 - (2) 必要な対応

第5. 「検討対象の胚」を作成する科学的合理性、社会的妥当性の検討

1. 科学的合理性に関する有識者の意見等
 - (1) 技術的成熟度
 - (2) 具体的な研究目的や対象疾患の例示
 - (3) 胚の作成の必要性
2. 社会的妥当性に関する有識者の意見等
 - (1) 疾患の病態解明や治療法開発への期待と国民的議論
 - (2) 海外の研究状況

2. 「検討対象の胚」と人クローン胚との関係

- (1) 「検討対象の胚」がクローン技術規制法の特定胚と同じものか否かの検討
- (2) クローン技術規制法の目的の確認
- (3) 「検討対象の胚」は、クローン技術規制法の目的(立法の動機)に照らして特定胚(人クローン胚)と同等か否かの検討
 - ① 特定胚(人クローン胚)と比較した「検討対象の胚」の整理
 - ② クローン技術規制法の目的(立法の動機)との関係性
- (4) クローン技術規制法の立法の趣旨を踏まえた法的な規制が必要か否かの検討
 - ① 「検討対象の胚」の研究の状況や国際状況
 - ② 法的規制の必要性の考え方
- (5) その他、必要な対応
 - ① 倫理指針の研究要件・禁止事項
 - ② 必要な対応

3. 「検討対象の胚」を作成する科学的合理性、社会的妥当性の検討

- (1) 科学的合理性に関する有識者の意見等
 - ① 技術的成熟度
 - ② 具体的な研究目的や対象疾患の例示
 - ③ 胚の作成の必要性
- (2) 社会的妥当性に関する有識者の意見等
 - ① 疾患の病態解明や治療法開発への期待と国民的議論
 - ② 海外の研究状況

3. 科学的合理性、社会的妥当性の考え方 (1) 科学的合理性について (2) 社会的妥当性について (3) 留意点について <u>第6. ヒト幹細胞由来生殖細胞を受精させる研究についての考え方</u> <u>1. 受精を認めるべきか否かの考え方</u> <u>2. 「検討対象の胚」の研究範囲の検討</u> <u>第7. 関連指針の改定</u> <u>第8. その他留意すべき事項</u> <u>1. 臨床目的で「個体産生」される可能性についての問題点</u> 2. 「検討対象の胚」の倫理審査 第9. まとめ 第10. おわりに 【参考1】 【参考2】 本件に関する生命倫理専門調査会の開催状況（関係分）	(3) 科学的合理性、社会的妥当性の考え方 ①科学的合理性について ②社会的妥当性について ③留意点について <u>4. 結論</u> <u>第4. 「検討対象の胚」の作成を認めた場合の留意点</u> <u>1. 「検討対象の胚」の研究範囲・研究目的の検討</u> <u>(1) 研究の第1段階と第2段階の区別について</u> <u>(2) ヒト幹細胞由来生殖細胞を用いた胚の取扱い</u> <u>(3) 臨床応用の際の問題点</u> 2. 「検討対象の胚」の倫理審査について 第5. まとめ 第6. おわりに 【参考1】 【参考2】 本件に関する生命倫理専門調査会の開催状況（関係分）
---	--